

弥富市都市計画マスタープラン

# 参考資料



## 【弥富市都市計画マスタープラン策定体制】

### 1) 弥富市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するにあたり必要な事項を検討するため、弥富市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- 2 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- 3 その他都市計画マスタープランの策定に関し必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表
- (3) 市民の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定が完了した日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の中から市長が依頼する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会の設置)

第6条 委員会の補助機関として、弥富市都市計画マスタープラン作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

- 2 作業部会は、次の事項を所掌する。
  - (1) 都市計画マスタープランの原案策定のための調査及び検討
  - (2) 都市計画マスタープランの策定にかかる重点課題の調査及び検討
  - (3) その他必要事項の検討
- 3 作業部会は、市長が定める者をもって組織する。
- 4 作業部会の部会長は、委員長が指名する。
- 5 部会長は、会務を総理する。
- 6 作業部会においては、部会長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会及び作業部会の庶務は、開発部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、弥富市都市計画マスタープランを公表した日の翌日からその効力を失う。
- 3 弥富市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱（平成19年10月1日施行）は、廃止する。

## 2) 策定委員会名簿(2017年度)

## 【策定委員会】

(別表第1)

	職 名	氏 名
1	◎大同大学工学部建築学科 教授	嶋田 喜昭
2	(公財)豊田都市交通研究所 主幹研究員 弥富市地域公共交通活性化協議会座長	山崎 基浩
3	市民代表	岡村 常良
4	市民代表	下里 博昭
5	弥富市商工会 会長	伊東 信行
6	弥富市社会福祉協議会 会長	八木 輝美
7	あいち海部農業協同組合役員代表 常勤監事	黒宮 薫
8	(特非)愛知県西部防災ボランティアコーディネーターネットワークの会 代表	東嶋 とも子
9	愛知県建設部都市計画課長	八田 陽一
10	愛知県海部建設事務所長	渡辺 博喜
11	○副市長	大木 博雄
12	総務部長	山口 精宏
13	民生部長	村瀬 美樹
14	教育部長	八木 春美
15	開発部長	橋村 正則
16	事務局	開発部都市計画課

◎委員長 ○副委員長

## 【作業部会】

(別表第2)

	職 名	氏 名
1	総務部秘書企画課長	佐藤 雅人
2	総務部危機管理課長	伊藤 淳人
3	民生部環境課長	柴田 寿文
4	開発部次長兼農政課長	安井 耕史
5	開発部商工観光課長	大河内 博
6	開発部土木課長	伊藤 仁史
7	開発部下水道課長	小笠原 己喜雄
8	◎開発部次長兼都市計画課長	大野 勝貴
9	開発部都市計画課職員(コンサル含む)	

◎部会長

3) 策定委員会名簿 (2018年度)

【策定委員会】

(別表第1)

	職 名	氏 名
1	◎大同大学工学部建築学科 教授	嶋田 喜昭
2	(公財)豊田都市交通研究所 主幹研究員 弥富市地域公共交通活性化協議会座長	山崎 基浩
3	市民代表	伊藤 久幸
4	市民代表	下里 博昭
5	弥富市商工会 会長	伊東 信行
6	弥富市社会福祉協議会 会長	八木 輝美
7	あいち海部農業協同組合役員代表 常勤監事	黒宮 薫
8	(特非)愛知県西部防災ボランティアコーディネーターネットワークの会 代表	東嶋 とも子
9	愛知県建設部都市計画課長	片山 貴視
10	愛知県海部建設事務所長	牧野 繁保
11	○副市長	大木 博雄
12	総務部長	渡辺 秀樹
13	民生部長	村瀬 美樹
14	教育部長	立松 則明
15	開発部長	安井 耕史
16	事務局	開発部都市計画課

◎委員長 ○副委員長

【作業部会】

(別表第2)

	職 名	氏 名
1	総務部秘書企画課長	安井 幹雄
2	総務部危機管理課長	伊藤 淳人
3	民生部環境課長	柴田 寿文
4	開発部農政課長	小笠原 己喜雄
5	開発部商工観光課長	横江 兼光
6	開発部次長兼土木課長	伊藤 仁史
7	開発部下水道課長	水谷 繁樹
8	◎開発部次長兼都市計画課長	大野 勝貴
9	開発部都市計画課職員 (コンサル含む)	

◎部会長

## 【策定委員会等の開催経緯】

(2017年度)

年月日	会議等	内容
2017年度	2017年8月1日 ～2017年8月14日	市民意向の把握 市民アンケート調査の実施 ※18歳以上の市民3,000人を対象にまちづくりに関するアンケート調査を実施 ※有効回収率は41.8%（有効回収数1,254通）
	2017年12月19日	第1回作業部会 都市の現況・課題の整理 ※都市の現況（人口、産業、土地利用、都市施設等）、アンケート結果、現行計画の評価を整理し、都市づくりにおける主要な課題を抽出
	2017年12月26日	都市計画審議会 策定スケジュール等の説明
	2018年1月31日	第1回策定委員会 都市の現況・課題の整理 ※都市の現況（人口、産業、土地利用、都市施設等）、アンケート結果、現行計画の評価を整理し、都市づくりにおける主要な課題を抽出
	2018年3月9日	第2回作業部会 全体構想素案の検討 ※全体構想のうち、将来像、目標、都市構造、土地利用方針までの内容を協議 ※分野別方針に対して、各課の考えている整備方針や事業との整合性を確認依頼
2018年3月27日	第2回策定委員会 全体構想素案の検討 ※全体構想のうち、将来像、目標、都市構造、土地利用方針までの内容を協議	

(2018年度)

年 月 日		会 議 等	内 容
2018年度	2018年6月28日	第3回作業部会	全体構想素案の確認、地域別現況・課題の整理 ※策定中の総合計画を踏まえた全体構想素案の確認 ※地域区分の設定、地域別構想の現況と課題について協議
	2018年8月2日	第3回策定委員会	全体構想素案の検討 ※全体構想素案のうち、道路・交通、公園・河川、景観・自然環境、都市防災、その他の施設等の分野別方針について協議
	2018年10月5日	第4回作業部会	地域別のまちづくり方針の検討、実現化方針の確認 ※地域別の将来像とまちづくりの方針について協議 ※実現化方針の内容を確認依頼
	2018年11月2日	第4回策定委員会	地域別構想素案の検討、実現化方針の確認 ※地域別の現況・課題、将来像やまちづくりの方針について協議 ※実現化方針の内容を確認
	2018年12月6日	第5回作業部会	都市計画マスタープラン素案確認 ※パブリックコメント前の最終確認とパブリックコメントの案内
	2018年12月6日 (資料発送)	第5回策定委員会 (資料送付のみ)	
	2018年12月14日	都市計画審議会	
	2019年1月10日 ～2019年2月12日	パブリックコメント	改定案の公表と意見募集(1ヶ月) ※提出意見は0件
	2019年2月25日	第6回作業部会	都市計画マスタープラン改定案の確認 ※パブリックコメントの結果報告と改定案の承認
	2019年3月7日	第6回策定委員会	
2019年3月19日	都市計画審議会		

## 【用語の解説】

用語	解説
<b>あ行</b>	
あ アクセス	接近すること。また、近づく手段のこと。
う 雨水貯留	雨水を一時的に貯留し、集中的に雨水が流出することを防ぐこと。
お オープンスペース	都市または敷地内で、建物の建っていない場所。空き地。
<b>か行</b>	
か 街区公園	都市公園の一つで、街区に居住する者の利用に供することを目的とする、面積0.25haを標準とした公園。
開発許可	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市の水準を確保するため、一定規模以上の開発行為に対して、道路などの必要な公共施設の整備などの技術的基準を設けている。市街化調整区域においては、一定のものを除き開発行為自体を制限している。
開発行為	建物の建築や工作物の建設を目的に、土地の区画形質を変化させる行為。
合併処理浄化槽	生活雑排水とし尿を一緒に処理する浄化槽。
幹線道路	都市内の主要な交通を受け持ち、都市の骨格を形成する道路。
き 既存ストック	現在までに整備・供給されるなどで蓄積された資源のこと。ここでは主に道路・公園・学校などの公共施設を指す。
基盤整備	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの都市施設や学校、病院、公園などの公共施設といった、市民の生活や産業活動を支える施設を整えること。
狭あい道路	日常生活だけでなく、防災や災害時の活動にも支障を来す可能性がある幅の狭い道路。主に幅員4m未満の道路。
橋上駅舎化	線路をまたぐように駅舎を建設すること。
拠点	活動の足場となる重要な地点。
緊急輸送道路	地震直後から発生する救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要となる人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路。
く 区域区分	都市計画区域を、計画的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」の2つの区域に区分すること。線引きともいう。

用語	解説
熊本地震	平成 28(2016)年 4 月 14 日より熊本県を中心に発生している一連の地震。
け 減災	災害前に被害を想定し、災害が発生した際に被害を最小限にすること。
こ 工業系市街地	工業地としての土地利用が主体となっている市街地、または市街化区域において、準工業地域、工業地域、工業専用地域が定められた市街地。
航空宇宙産業	航空機や航空機の部品、ミサイル、ロケット、宇宙船を製造する産業。
耕作放棄地	高齢化、過疎化による人手不足で、過去 1 年間耕作されることがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。遊休農地。
交通結節点	人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段を相互に連絡する場所。 具体的には、鉄道・バス・タクシー・自家用車・自転車などの交通手段をつなぐ場所であり、鉄道駅やバスターミナル、駅前広場などが挙げられる。
コミュニティ	地域共同体、地域共同社会。「住民相互の協力と連帯による地域のまちづくり」の意味などで用いる。
コミュニティバス	高齢者や身体障害者の公共施設・医療機関等への移動手段の確保や、地域住民を対象とした公共交通の利便性向上を目的に運行する、自治体が運営に関与する乗合バス（路線バス）。
コミュニティプラント	市町村が設置する小規模な下水処理施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。
コンパクト・プラス・ネットワーク	生活サービス機能と居住が集約したコンパクトなまちと、それらを利便性の高い公共交通で相互に結んだ、多極ネットワーク型のコンパクトシティ及びその実現を志向する政策。
<b>さ行</b>	
し 市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として定められた土地のこと。

用語	解説
市街地開発事業	一定の地域において、地方公共団体等が総合的な計画に基づいて、公共施設の整備と宅地又は建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を図るもの。土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業などがある。
住居系市街地	住宅地としての土地利用が主体となっている市街地、または市街化区域において、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域が定められた市街地。
集約型都市構造	中心市街地や鉄道駅などの周辺において、歩いて暮らせる範囲に市街地のスケールを保ち、生活に必要な都市機能が集約した都市構造のこと。
受援	支援や救援を受け入れること。特に、被災した地域の自治体や住民が、他地域からの援助を受け入れること。
人口集中地区	原則として人口密度が4,000人/㎥以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。
親水	水との親和性があること。水に親しむこと。
浸水想定区域	想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
<b>せ</b> 生産緑地	都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止、あるいは将来の公共施設整備に対する土地の確保を目的として、市街化地域内の農地を対象に指定される地区。この地区指定により、農地所有者は営農義務が生じるが、固定資産税の免税措置が図られる。
製造品出荷額等	1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額とその他の収入の合計。
生物多様性	生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。
<b>そ</b> 総合計画	市が長期的な展望の下で自治体運営の基本理念やあるべき姿を定めた、行財政運営の総合的な指針となる計画。

用語	解説
<b>た行</b>	
た 耐震化	地震を受けても倒壊しないように構造を強化すること。
耐震性貯水槽	常時は水道管路の一部として機能し、地震等の非常時には消火用及び飲料用として貯留水を利用できる水槽。
ち 地区計画	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画のこと。
長寿命化	計画的な点検や修繕・改修を実施し、施設の損傷が拡大する前に適切な処置を行うことによって、施設の耐久性を高め、余分な修繕費用を抑えるとともに、建替えの周期を延ばす取り組みのこと。
と 都市機能	都市における社会的・経済的・政治的活動の仕組みや働き。単一の都市・地域として確保すべき住宅機能、医療機能、福祉機能、教育機能、防災機能等や、複数の都市・地域間で相互補完も行われる商業（卸売・小売）機能、サービス（金融・宿泊・情報等）機能、生産・流通機能、文化機能、レクリエーション機能等がある。
都市計画区域	市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりやを考慮した中で、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもの。都市計画区域に指定されると、一定の開発・建築制限（開発許可基準の引き上げや建築基準法による建築確認申請・集団規定の適用）を受け、用途地域や都市計画施設等の制度活用が可能となる。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象とし、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。
都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法第 11 条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関する都市計画は、面積が 10ha 以上については広域的見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として都道府県知事が、その他については区市町村が定める。

用語	解説
都市計画提案制度	提案制度は、地域の方々が主体となったまちづくりに関する取り組みを都市計画行政に取り込んでいくため、土地所有者、まちづくり NPO 法人、まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体などが一定の要件を満たした場合に、都市計画の提案をすることができる制度。
都市計画道路	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路であり、道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の 4 種類に区分される。都市計画決定された区域内では、今後の施設整備に向け、一定の建築制限が適用される。
都市公園	都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの。また、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地のこと。
都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法では道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置を配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。
土地区画整理事業	宅地の利用増進と道路、公園等の公共施設の整備・改善を図るための市街地整備手法の一つ。

## な行

な 内水面養殖漁業	河川・湖沼などの内水面で行う養殖業。金魚、鰻、錦鯉など。
南海トラフ	駿河湾から東海地方、紀伊半島、四国にかけての南方沖約 100km の海底をほぼ東西に走る長さ 700km の細長い溝。
南海トラフ地震	南海トラフ沿いを震源域とする巨大地震のこと。
の 農業集落排水	一般の公共下水道とは別に農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水などを処理すること。
農業振興地域	農業の近代化、公共投資の計画的推進等、農業の振興を図ることを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められる区域。対象となるのは、農業の振興を図ることが相当と認められ、かつ農用地等として利用すべき相当規模の土地があるなどの地域。

用語	解説
農地転用	田畑などの農地を宅地など農地以外の目的に使用するために土地利用を変更すること。
農用地区域	農業振興地域のうち、今後概ね 10 年以上にわたって農業上の利用を確保し、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進する区域。

### は行

は バリアフリー	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）がない状態のこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープを設置することや、道路の段差がない状況のことをいう。
パブリックコメント	都市計画マスタープランとして最終決定する際に、市ホームページ等で市民（＝パブリック）に意見・情報・改善案等（＝コメント）を求め、その結果を踏まえて必要な検討・修正等を行う手続き。
ひ 東日本大震災	平成 23(2011)年 3 月 11 日 14 時 46 分頃に、三陸沖を震源とするマグニチュード (M) 9.0 の巨大地震「東北地方太平洋沖地震」によって引き起こされた広域大規模災害。
P D C A サイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）。
ほ 防災活動拠点	災害時に消火・救助活動や被災者に対する生活支援の拠点となる施設や場所。

### や行

ゆ 遊水機能	河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のことをいう。洪水時の河川流量、水位の低減の役割がある。
よ 用途地域	都市計画法に基づき、都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途等に一定の制限を行う地域。住居系 8 種類、商業系 2 種類、工業系 3 種類の用途地域に区分される。

### ら行

り 立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる計画。
-----------	---